

入札監理小委員会における審議結果報告

国有林の間伐事業

農林水産省の国有林の間伐業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 25 年 4 月以降、契約締結した日から平成 27 年度中に終了する 2 年を超える期間として、民間競争入札による事業を実施することとされている。これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主要な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 平成 24 年度の入札結果を踏まえた対応について

【論点】

○平成 24 年度の入札結果を踏まえ、競争性確保の取組が行われているか。

【対応】

○事業者へのアンケート結果を踏まえ応札可能性を高めるため、公告から入札までの期間を可能な範囲で早期化した。(P. 9)

2. 入札対象官署について

【論点】

○公共サービス改革基本方針(平成 24 年 7 月 20 日閣議決定)別表における入札対象官署について、各森林管理局でそれぞれ 1 か所程度、地理的条件及び事業量の観点から民間競争の入札の実施に適する箇所を選定とされているが、平成 25 年度の対象箇所の選定はどのように決定したか。

【対応】

○各 7 森林管理局において 8 箇所を対象とした。(昨年度入札対象箇所から除外した四国森林管理局においても、人工林が多く、林業生産活動が盛んで多くの民間事業者が所在している地区を対象とした。)(P. 21・別紙 1)

3. パブリックコメントへの対応について

○平成 25 年 1 月 10 日から 1 月 23 日にかけてパブリックコメントを実施し、8 者から 10 件の意見があった。

【対応】

○実施要項(案)の変更にはいたる意見等はなかった。